

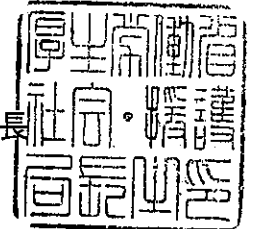
平成24年3月28日
雇児発0328第2号
社援発0328第8号
老発0328第3号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

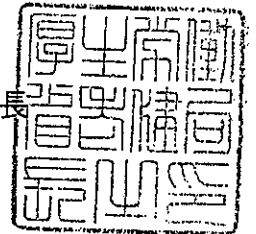
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について

社会福祉法人に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行われているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の制定等を踏まえ、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成24年4月1日より適用することとしたので了知の上、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉法人指導監査要綱の制定について (局長通知)

新

旧

<p>雇用発第487号 社援発第1274号 老発第273号 平成13年7月13日</p> <p>雇用発0328第2号 社援発0328第8号 老発0328第3号 平成24年3月28日</p>	<p>雇用発第487号 社援発第1274号 老発第273号 平成13年7月13日</p>
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法人指導監査要綱の制定について (通知)</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法人指導監査要綱の制定について (通知)</p>
<p>社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査については、これまで「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」(昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧要綱」という。)により行われてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等関係通知の改正等を踏まえ、法人の指導監査の指針として別添のとおり社会福祉法人指導監査要綱を制定いたしましたので、法人の適正な運営を確保する観点</p>	<p>社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査については、これまで「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」(昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧要綱」という。)により行われてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等関係通知の改正等を踏まえ、法人の指導監査の指針として別添のとおり社会福祉法人指導監査要綱を制定いたしましたので、法人の適正な運営を確保する観点</p>

社会福祉法人指導監査要綱の制定について（局長通知）

新

から本要綱に基づき適切に指導監査を行っていただくようお願いいたします。
 なお、指導監査を行うに際しては、下記の事項について御留意いただくようお願いいたします。
 また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

1～4（略）

【別添】

項目	指導監査事項	備考	根拠
I～II（略）			
III 管理 1～2（略） 3 会計管理 (1)（略） (2) 会計処理	1 経理規程を制定していること。		定款準則第20条 新会計基準（課長通知） 1-(4) 旧会計基準（局長通知） 3-(1)、4-(1)

旧

から本要綱に基づき適切に指導監査を行っていただくようお願いいたします。
 なお、指導監査を行うに際しては、下記の事項について御留意いただくようお願いいたします。
 また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

1～4（略）

【別添】

項目	指導監査事項	備考	根拠
I～II（略）			
III 管理 1～2（略） 3 会計管理 (1)（略） (2) 会計処理	1 経理規程を制定していること。		定款準則第20条 会計基準（局長通知） 3-(1)、4-(1) 1-(1) 旧会計基準（課長通知） 1-(1)

社会福祉法人指導監査要綱の制定について（局長通知）

新	旧
<p>の運用について」（平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知）</p> <p>新会計基準（課長通知） 1-（1）、1-（2） 旧会計基準（課長通知） 1-（1）</p> <p>新会計基準（課長通知） 1-（1） 旧会計基準（課長通知） 1-（1）</p> <p>新会計基準（課長通知） 1-（1） 旧会計基準（課長通知） 1-（1）</p>	<p>12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知）</p> <p>会計基準（課長通知） 1-（1）</p> <p>会計基準（課長通知） 1-（1）</p> <p>定款準則第12条備考一（評議員会の権限）の条、第18条 会計基準（課長通知） 1-（3）</p>
<p>2 会計責任者が置かれていないこと。 なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内卸けん制組織が確立されていること。</p> <p>3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>	<p>2 会計責任者が置かれていないこと。 なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内卸けん制組織が確立されていること。</p> <p>3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>
<p>1 決算手続きは定款の定めに従い適正に行われていること。</p>	<p>1 決算手続きは定款の定めに従い適正に行われていること。</p>
<p>2 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。</p>	<p>2 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。</p>
<p>（4）決算及び財務諸表</p>	<p>（4）決算及び財務諸表</p>
<p>（3）（略）</p>	<p>（3）（略）</p>

社会福祉法人指導監査要綱の制定について（局長通知）

新	旧
<p>※ 法令・通知の略号</p> <p>○（略）</p> <p>○新会計基準（課長通知）→「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成29年7月27日社会・探検局福祉基礎課長等連名通知）</p> <p>○旧会計基準（局長通知）→「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社会・探検局長等連名通知）（経過的に平成26年度まで適用可）</p> <p>○旧会計基準（課長通知）→「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社会・探検局企画課長等連名通知）（経過的に平成26年度まで適用可）</p> <p>○（略）</p>	<p>※ 法令・通知の略号</p> <p>○（略）</p> <p>○会計基準（局長通知）→「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社会・探検局長等連名通知）</p> <p>○会計基準（課長通知）→「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社会・探検局企画課長等連名通知）</p> <p>○（略）</p>